

宿毛上水道松田川水管橋耐震診断業務委託

一般仕様書

第1章 総 則

1-1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、宿毛市水道課が保有する松田川水管橋について耐震診断（詳細診断）を行い、耐震性能を満足しているかどうかの判断を行う。

なお、耐震診断は、（社）日本水道協会の「水道施設耐震工法指針・解説 2009」に基づき要求される耐震性能の照査を行う。

1-2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行されなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施工しなければならない。

1-3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記の無いものであっても、原則として受注者の負担とする。

1-4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1-6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

1-7 公益性の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1-8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作

成を延滞なく行わなければならない。

1-9 提出図書

受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表 (ホ) 完了届
(ヘ) 納品書、協議議事録 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1-10 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）又は当該業務に該当すると考えられる部門）と同等の資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1-11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1-12 成果品の審査

(1) 受注者は、業務完了後に発注者の成果品審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1-13 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査をもって、業務の完了とする。

1-14 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1-15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1-16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2-1 資料収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2-2 現地踏査

設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2-3 地下埋設物

設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2-4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により、調査確認しなければならない。

第3章 設計一般

3-1 打合せ

- (1) 設計業務着手時・中間打ち合わせ1回・成果品納入時の3回とし、着手時及び成果品納入時においては管理技術者が立ち会うものとする。
- (2) 業務の実施に当たって、受注者は調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(3) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と宿毛市水道課は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3-2 設計基準

設計に当たっては、発注者の指示する図書及び参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3-3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、調査職員との協議の上、これからの解決にあたらなければならない。

3-4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3-5 参考資料の貸与

発注者の所有する業務に必要な資料を所定の手続きによって貸与する。

3-6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

宿毛上水道松田川水管橋耐震診断業務委託

特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「宿毛市上水道松田川水管橋耐震診断業務委託一般仕様書第1章1-2に定められる特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は前期一般仕様書による。

2. 業務委託の対象施設

2-1 対象施設

水管橋名称：松田川水管橋

全長：L=167.5m

2-2 水管橋形式

① 形式：3径間連続逆三角トラス補鋼斜張水管橋、1主塔

② 径間：3径間

基本構造物 橋長 L=78.0m

類似構造物① 橋長 L=48.1m

類似構造物② 橋長 L=41.4m

③ 添架物；圧送管 500×1条 300×2条

3. 業務内容

3-1 現地調査

① 目視調査

対象施設の現状をより正確に把握するため、現地調査を行い、以下の項目について確認・記録する。

(1) 管材およびコンクリート部材等の劣化状況

(2) 伸縮・可とうの位置・状態

(3) 周辺地形および地盤状況

(4) その他、耐震診断に必要な目視調査

② 物理調査

必要となる調査がある場合には、監督員と協議し、指示を受けて決定する。

3-2 上部工耐震診断

① 資料収集・整理

既存資料調査（完成図書、構造図、構造計算書、土質調査資料等）、診断条件の整理。

② 地盤検討

対象の水管橋の地盤についての検討を行う。

③ 耐震基本方針及び設計地震動設定

耐震基本方針は（１）、（２）を基本とし、設計地震動は、「水道施設耐震工法指針・解説 2009」に基づき、対象構造物周辺の地震活動度、震源特性、震源からの当該地点までの地震動の伝搬・増幅特性等を考慮し、適切に設定する。

（１）施設重要度

対象施設の重要度はランク A 1 とする。

（２）目標耐震性能（レベル 1、レベル 2）

対象施設の目標耐震性能は、施設の重要度の区分がランク A 1 であることから、以下のとおりとする。

レベル 1 地震動：耐震性能 1

レベル 2 地震動：耐震性能 2

④ 解析モデル作成、耐震診断、耐震性能の照査、総合評価（両端橋台部）

本業務は、水道施設耐震工法指針・解説に準じて、水管橋上部工、下部工の耐震診断を行う。照査方法は「動的解析」を想定しているが、状況に応じて合理的な解析方法を採用するものとする。

⑤ 報告書作成

上記診断結果を取りまとめ、報告書を作成する。

⑥ 照査

上記現地調査から総合評価までについて、照査を行う。

3-3 下部工耐震診断

① 条件設定

耐震計算を実施するにあたり、収集した資料等に基づき、施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定する。

② モデル化・動的解析

構造体の解析モデル化を行い、動的解析により耐震性を評価する。

③ 応力度照査

耐震計算を基に材料強度及び許容応力度の照査を行う。

④ 応力度照査

上記診断結果を取りまとめ、報告書を作成する。

3-4 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 報告書 | 2部 |
| (2) 電子媒体 (CD-R) | 2枚 |
| (3) その他発注者が求める資料 | 2部 |

4. その他

その他疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により決定するものとする。